刑法事例演習教材(第2版)

井田 良=佐伯仁志=橋爪 隆=安田拓人

2014年12月刊/270頁/本体2800円+税 R5 変刑到/並制





好評の『刑法事例演習教材』を、このほど改訂しました。

担当者 刑法を学ぶ上で、理論はもちろん大事。その美しさ・精緻さこそ刑法の魅力かもしれませ ん。でも、設例に取り組んで具体的事件への適用の仕方を習得することも大切です。

本書では、事実を拾いながら理論構成する訓練ができます。文字通り「簡にして要を得た」解説も、 大きなお勧めポイントです。

初版ができあがるまで、ご執筆者に何度もお原稿を持ち寄っていただき、内容をじっくり練っていた だきました。議論の合間には、洒脱な設例タイトルを考えたりしながらの、ほっこりと和む時間もあり ました(ちなみに、いわゆる「論点」を示すタイトルを付けていないのには、何が中核的な問題かも含 めて考えてほしいという理由もあります)。

第2版ができあがるまでの過程も、初版と同様です。今回、8つの設例・解説を加えました。従来か らの部分でも、新判例に言及したり、解説をよりわかりやすくするために書きかえたりと、バージョン アップしています。キャッチコピー「演習書の最高水準」に、偽りはありません。(M.Y.)



検討にあたって着目すべきヒントを示す「Checkpoints」欄にも注目!

19 週刊だけど「毎朝」

甲は、週刊誌「週刊毎朝」の編集長として、同誌に掲載する記事の内容につ いて、最終的な決定権限を有していた。甲は総下に取材を命じた上で、自らの 判断において、(1)~(3)の記事を、「週刊毎朝」に掲載し、それを発行した。

(1) A は妻 B を殺害したとして、殺人被疑事件について逮捕、勾留され。 捜査機関の取調べを受けていたが、本件事件はマスコミの関心の集まるところ となり、テレビ、雑誌など、さまざまなメディアにおいて、同事件に関する報 道がなされていた。それらの報道においては、Aが犯人であるというのが一 般的な論調となっていた。甲はこれらの報道内容を参考としつつ、さらに、自 らの取材活動の内容も交えて、「東京地検の捜査関係者は、『A が犯人である ことについて、我々は確信を持っている」、「検事生活 20 年間で、あんな悪人 ははじめてだ。自分の罪を悔いる気持ちはゼロだ」、「ポイントは弱点を探り出 すこと。あいつは女性に自信を持っているが、弱さは自信や強さの裏返しだ。 そこをうまくつけば、あいつの自信が崩れ、一気に自白に追い込めるだろう』 と語っている」などの内容の記事を掲載した。

甲らは、多くのメディアが報道していることから、 あることは間違いないと考え、上記のような記事の掲載に至った。なお、本件 記事を掲載した時点においては、Aはまだ起訴されていない。

Cは情報通信会社の代表取締役として勤務していたが、会社業務と関係 のない賈物に関するレシートと引換えに現金を受領するなどの方法によって、 会社資金を着服横領したとして、業務上横領那で起訴され、第1審で有罪の判 決の言渡しを受けたが、Cは有罪判決を不服として、控訴を申し立てていた。 甲らは「週刊毎朝」において「横領の話」という特集記事を企画して、その 中でCに関する上記刑事事件を取り上げた。記事の中には、Cが「ハンドバ グ、紳士靴、時計のバンド、牛肉と手当たり次第、会社業務と全く関係のな いレシートを会社に持ち込んで現金化するなど、公私混同のかぎりをつくし た」との記載があり、これらの事実は、上記第1審判決が業務ト権領に該当す して認定した事実である。甲らは、これらの事実の存否について、独自に 詳細な調査を行ったわけではないが、第1審判決の事実認定が正しいと考え、 同判決文を入手すると、その内容に即して本件記事を作成した。

その後、本件事件に関する控訴審判決は、Cがこれらのレシート を会社に提出したこと自体は否定しなかったものの、「ハンドバッグ、紳士靴、

時計のバンド、牛肉」に関しては、会社の業務に関する順答品として購入され た可能性があるとして、原判決を破棄して、Cを無罪とした。検察官が上告を 断念したため、本件控訴審判決は確定した。

(3) D市の郊外では、不審な出火が連続しており、放火の疑いが強く持た れていた。甲らはこの事件について、独自の取材を行っていたところ、出火現 場に近い始端に住んでいるこから話を聞くことができた。こは自字付近で出水 があった際、知り合いのEによく似た男の姿を発見したことから、甲らが出 版関係者であり、自分の発言を記事に掲載する可能性があると認識しつつ、甲 らの取材に対して、「犯人はEに間違いない」、「Eは周囲の住民と折り合いが いつも文句ばかり言っていた」などと述べた。甲は、乙の発言には十分 に信頼性があると考え、「週刊毎朝」に同人の発言を前提とした記事を掲載し た。もっとも、その寡付けのための取材は十分に行われてはいなかった。なお 記事においては、Eの本名は掲載されていないが、関係者が読めば、犯人とさ れている者がEのことであることは明らかであった。その後、真犯人として Fが逮捕され、公判において有罪が確定した。

Checkpoints

記事(1)においては、いかなる事実の摘示に関して、名誉毀損罪の成否が問題と なるのか。また、甲が「多くのメディアが報道しているから、Aが真犯人に間違 いない」と考えたことは、どのような意味を持つか。

② 記事(2)において、甲が第1審判決の認定した事実に依拠して記事を作成したこ とは どのようか音味を持つか

[3] 記事(3)において、乙が甲だけに対して「真犯人はBである」と話したことは、 どのような意味を持つか。

Lecture

本設例は名誉毀損罪の成否を問うものである。230条1項の構成要件に該当する 場合でも、摘示された事実が真実である可能性があれば、230条の2の特別にあた るかを検討することになるが、本件記事(1)~(3)については、いずれも報道した事実 が真実であることを証明することは困難であろう。そして、真実件の証明ができな かった場合には、さらに真実であると信じたことにつき、相当な理由があったかを 検討することになろう。本設例でも、もちろん甲が独自の調査によって真実性を証 明することは考えられるが、以下では、真実性が証明できなかった場合の法的処理 について、検討を加えることにしたい。